

(別紙)

湯前町情報発信強化支援事業審査会評価基準

1 選考方法

選考は、プレゼンテーション審査を行い、得点の高い順から受託候補者及び次点受託候補者とする。

2 審査

審査は、湯前町情報発信強化事業審査会（以下「審査会」という。）において、以下のとおりプレゼンテーションにて審査を行い、上位2位以内を選定する。

(1) 対象

プレゼンテーション及び質疑応答

(2) 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を別表のとおり審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。ただし、平均点を出す際は、最高得点及び最低得点を除くものとする。

(3) 日時

令和7年7月16日（水）予定

(4) 場所

湯前町役場

(5) 実施時間

1 提案者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

(6) プレゼンテーションの内容

提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

(7) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(8) 参加者が多数となり1次選考を行う場合

参加者が多数となり1次選考を行う場合は、湯前町情報発信強化事業審査会評価基準の別表に定める審査項目に準じて審査会で書類審査を行うこととする。

3 受託候補者決定に関する特記事項

(1) 提案者が1社の場合の取り扱い

平均点が60点以上となった場合に限り、優先受託候補者として選定する。

(2) 平均点が同点の場合の取り扱い

当該提案者それぞれの平均点が同じ場合、「2 審査（2）評価方法」の別表に掲げる審査項目「企画提案」が高い者から順に優先受託候補者及び次点受託候補者を選定する。

別表

審査項目	評価項目	評価視点	配点
組織 (20 点)	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験・実績があるか。	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か（担当者の配置、構成、工程の的確性、妥当性）。	10
企画提案 (60 点)	本町への理解・知識	本町に関する理解・知識があり、全体を通じて統一された考え方に基づいた提案がなされているか。	20
	独自性	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。	20
	的確性	ターゲットのニーズを把握し、アクセス数やリーチ数の向上につながるデータ分析の手法について提案がなされているか。	10
	コストの考え方	企画内容に対して妥当な見積額であるか。	10
総合 (20 点)	スケジュール	基本仕様書の内容を踏まえ、各業務の準備段階を含めたタスク管理が適切に行われ、無理なく効果的に実施が可能なスケジュールとなっているか。	5
	期待される効果	提案内容から期待される効果が、目的達成に資することが示されているか。	15
合計			100

※ 評価基準

A 非常に優れている、B 優れている、C 標準、D 劣っている、E 非常に劣っている

例：配点 10 の場合 A：10 点、B：8 点、C：5 点、D：3 点、E：0 点